



株式会社 トランスコンテナ

2018年8月16日

お客様各位

(株) トランスコンテナ
事業本部 混載グループ

【アジア輸出】インドネシア向け TAX ID 及び HS CODE 記載のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

首記件につきましては、インドネシア財務大臣規則 158/RMK.04/2017により、インドネシア向け海上貨物に関し B/L 面上への TAX ID 及び HS CODE の記載が義務付けられましたので以下に詳細ご案内申し上げます。

急なご案内で恐縮ですが、インドネシア向けに船積みをされるお客様におかれましては、D/R 上に以下の通り記載頂けますようお願い申し上げます。不記載の場合、現地通関、貨物引き渡しに支障をきたす恐れがございますので、何卒ご協力賜れますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

適用対象: インドネシア向け船積み貨物 (LCL/FCL)

適用開始: 5/23 インドネシア到着分より (B/L 発行済み分につきましては訂正不要となります。但し、船社により訂正をお願いする場合がございます)

記載内容: 1) TAX IDENTIFICATION NUMBER (NPWP)

Consignee 欄・Description 欄どちらでも問題ございません

2) HS CODE (4桁以上)

Description 欄に記載願います。複数のアイテムを出荷の場合、最低 5 つの HS CODE を記載下さい。船社により全ての HS CODE を記載する必要がございます。

3) SHIPPER フルアドレス / 以前よりお願いさせて頂いております通り税関マニフェストの必須項目となりますので、記載お願い申し上げます。

*FCLにおける記載方法につきましては、使用船社の規定に準拠となりますのでご注意ください。

ご不明点等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせ下さい。